

西宮市障害者雇用奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対し、予算の範囲内において障害者雇用奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することにより、障害者の長期雇用の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において障害者とは、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条に規定する身体障害者、知的障害者又は精神障害者で西宮市内に住所を有する者（雇い入れられた日において65歳未満の者に限る。）をいう。

2 この要綱において重度障害者等とは、前項の障害者のうち、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第110条第6項の各号に該当するものをいう。ただし、短時間労働者（1週間の労働時間が、20時間以上で、30時間未満である者）を除く。

3 この要綱において中小企業事業主とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

4 この要綱において対象労働者とは、次に掲げる要件を満たす者をいう。

(1) 西宮市内の事業所に雇い入れられており、かつ引き続き1年以上西宮市内に居住している障害者であること

(2) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第110条第2項に規定する特定就職困難者雇用開発助成金及び雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）第6条の2に規定する特定求職者雇用開発助成金のうち、障害者を対象としたもの（以下「特定求職者雇用開発助成金等」という。）の対象労働者であった者

(交付対象事業主)

第3条 奨励金の交付を受けることができる事業主は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 西宮市内に事業所を有する事業主であること

(2) 奨励金の交付終了後において、引き続き相当期間対象労働者を雇用することが確実であると認められる事業主であること

(3) 前号の雇い入れの日の前日から起算して6箇月前の日から1年を経過した日の間において、当該事業所で雇用する労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となったこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること

(4) 当該事業所の労働者の離職状況及び第2号の雇い入れに係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること

(5) 特定求職者雇用開発助成金等を受給していた事業主で、引き続き当該対象労働者を雇用するものであること

(6) 代表者及び役員、並びに業務に従事する者が西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年西宮市条例第 67 号）第 2 条各号に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと

（中小企業事業主に対して交付する奨励金の額、交付対象期間等）

第 4 条 中小企業事業主に対して交付する奨励金の額は、対象労働者 1 人につき月額 1 万円とし、交付対象期間は、雇入れの日の属する月の翌月から 2 4 箇月（重度障害者等にあつては 3 6 箇月）経過後の 2 4 箇月間（重度障害者等にあつては 3 6 箇月間）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合に該当するときは、当該対象労働者に係る奨励金は交付しない。

(1) 交付対象期間に属する月において、対象労働者の実労働時間が月 64 時間未満である場合

(2) 対象労働者が支給対象期（第 1 期）の初日から 1 箇月以内に離職した場合

(3) 過去において、特定求職者雇用開発助成金等又は奨励金の支給を受けたことのある事業主が当該支給の対象であった者を再び雇入れする場合

(4) 中小企業事業主の都合により解雇した者及び定年に達したことにより退職させた者を再び雇入れする場合

(5) 支給対象期における対象労働者の労働に対する賃金が、支払期日までに支払われていない場合

(6) 支給対象期または交付申請までの間に、当該対象労働者を事業主の都合により離職（解雇、勧奨退職、事業縮小や賃金大幅低下、事業所移転等による正当な理由による自己都合離職等）させた場合

（交付資格申請）

第 5 条 奨励金の交付を受けようとする中小企業事業主は、対象労働者を雇入れた日の属する月の翌月の初日から 2 4 箇月（重度障害者等にあつては 3 6 箇月）経過した後 6 箇月以内に、西宮市障害者雇用奨励金交付資格申請書（様式第 1 号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付資格決定）

第 6 条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、速やかに奨励金交付資格の可否を決定し、西宮市障害者雇用奨励金交付資格決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

（交付申請）

第 7 条 前条に規定する通知書により交付資格決定を受けた中小企業事業主は、重度障害者等以外の対象労働者にあつては、当該対象労働者を当該雇入れた日の属する月の翌月から 2 4 箇月経過後の 6 箇月を第 1 期とし、第 1 期の経過後の 6 箇月を第 2 期とし、第 2 期の経過後の 6 箇月を第 3 期とし、第 3 期の経過後の 6 箇月を第 4 期として、第 1

期、第2期、第3期及び第4期の経過した後のそれぞれ1箇月以内に、重度障害者等にあっては、当該重度障害者等を当該雇い入れた日の属する月の翌月から36箇月経過後の6箇月を第1期とし、第1期の経過後の6箇月を第2期とし、第2期の経過後の6箇月を第3期とし、第3期の経過後の6箇月を第4期とし、第4期の経過後の6箇月を第5期とし、第5期の経過後の6箇月を第6期として、第1期、第2期、第3期、第4期、第5期及び第6期の経過した後のそれぞれ1箇月以内に西宮市障害者雇用奨励金交付申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 交付対象期間の中途において対象労働者が自己の都合により離職した場合は、離職した日の属する期が経過した後1箇月以内に西宮市障害者雇用奨励金交付申請書と離職票の写しに必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（交付決定）

第8条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ奨励金の交付額を決定し、西宮市障害者雇用奨励金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知した後、奨励金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金の交付決定を取り消し、既に交付した奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき
- (2) 対象労働者が交付対象期間内に解雇されたとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が奨励金の交付を不相当と認めたとき
（中小企業事業主以外の事業主に対して交付する奨励金の額、交付期間等）

第10条 前6条の規定は、中小企業事業主以外の事業主に対して交付する奨励金について準用する。

この場合において、第4条第1項中「24箇月」とあるのは「12箇月」と、「36箇月」とあるのは「18箇月」とし、第5条中「24箇月」とあるのは「12箇月」と、「36箇月」とあるのは「18箇月」とし、第7条中「24箇月」とあるのは「12箇月」と、「第2期の経過後の6箇月を第3期とし、第3期の経過後の6箇月を第4期として、第1期、第2期、第3期及び第4期」とあるのは「て、第1期及び第2期」と、「36箇月」とあるのは「18箇月」と、「第3期の経過後の6箇月を第4期とし、第4期の経過後の6箇月を第5期とし、第5期の経過後の6箇月を第6期として、第1期、第2期、第3期、第4期、第5期及び第6期」とあるのは「て、第1期、第2期及び第3期」とする。

（細則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この要綱は、平成 19 年 3 月 1 日（特別障害者にあつては平成 18 年 9 月 1 日）以後に障害者を雇い入れた事業主に対して交付する奨励金について適用する。
- 3 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3 年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 12 月 1 日から実施する。
- 2 この要綱は、平成 20 年 12 月 1 日以後に障害者を雇い入れた事業主に対して交付する奨励金について適用し、同日前に障害者を雇い入れた事業主に対して交付する奨励金については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成 24 年 12 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から実施する。
- 2 この要綱は、平成 27 年 5 月 1 日以後に障害者を雇い入れた事業主に対して交付する奨励金について適用し、同日前に障害者を雇い入れた事業主に対して交付する奨励金については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 平成 31 年 3 月 31 日までの雇用に対する奨励金については、なお従前の例による。